

2022 年度活動計画

(1) 公益目的事業

① 木材保存に関する調査研究事業【公1】

木材保存に関する調査研究、諸外国との情報交流を実施し、木材および、木質材料の耐久性の向上を図り、その成果を社会へ提供する。

i. 木材および、木質材料の耐久性に関する調査研究

木材利用の推進は、快適な住環境の形成や地域経済の活性化のみならず、地球温暖化の防止につながる。近年、住宅分野以外の中大規模の建築物、土木用資材、外構材において木材利用の推進が図られているが、これらの分野で木材の需要拡大を推進するためには、木材の耐久性を確保することが重要である。このため、木材保存処理技術に関する調査研究、木材および木質材料の耐久性に関する試験を実施する外、データを収集して知見を深め、木材の劣化と物性に関する調査研究等の成果をまとめ、公表していく。

ii. 木造建築物の耐久性に関する調査研究

木造建築物の耐久性向上を図るために、劣化の要因を多角的に調査研究し、木造建築物の環境、劣化特性等を踏まえた耐久性向上の方策を検討する。また、レジストグラフ等の機器を用いた劣化診断方法や維持管理方法について研究し、これらの成果を公表していく。

iii. 木材に注入した木材保存剤の分析方法の調査研究

木材に注入された木材保存剤の分析では、木材成分や使用される接着剤等の影響をうける。これら物質の存在下にあっても、含有量が正しく分析できる方法を研究し、成果を公表していく。

iv. 木質材料の耐候性、難燃化に関する調査研究

木材の今後成長が見込まれる需要先は、低・中層ビル等の非住宅建築物の外装、外構材への利用、エクステリア市場で、これらに対応していくためには、屋外での耐候性の向上とメンテナンス技術の確立、難燃処理剤の性能確認を図る必要があることから、「木質材料の耐候性検討部会」および、「木質材料の難燃化等検討部会」を前期に組織して活動を開始した。何れの部会も引き続き課題の調査・分析、今後の取り組み方法等を研究していく。

v. 木材保存に関する諸外国との情報交流

国際木材保存会議(IRG)や各国の木材保存協会等との交流を図る。なお、2021 年度に開催を予定していた IRG52 日本大会は、中止になったことから、再度、2025 年の IRG56 の開催に立候補し承認されたので、IRG56 組織委員会により準備を進める。

② 木材保存に関する普及啓発および、指導事業【公2】

木材保存に関する新しい知識、技術を広く社会に普及するため、普及啓発および指導事業を実施する。

i. 広報活動の充実・強化

当協会は、公益社団法人としてその使命を發揮していくため、木材保存に関する広報活動の充実・強化を図る。会誌「木材保存」の発行のほか、ホームページの更なる充実、メールマガジンの配信、会誌「木材保存」の J-STAGE への掲載等を実施していく。

ii. 木材保存に関する専門図書の発行

当協会は、「木材保存学入門改訂4版」、「公益社団法人日本木材保存協会規格集(2018)」、「木材保存剤ガイドライン改訂4版」、「木材・木質構造の維持管理(劣化診断マニュアル、補修技術マニュアル)」等、木材保存に関する専門図書を発行している。これらは、新技術等を提供するため適宜見直し、また、これら図書を引き続き活用して、木材保存に関する知識、技術の普及を図る。

iii. 木材保存に関する講習会・講演会の開催

a. 木材保存講座の開催

「第 40 回木材保存講座」を開催し、木材保存に関する新しい知識・技術の習得を図る。

b. 木材劣化診断研修会の開催

木材劣化診断に関する現地実習を含む「2022 年度木材劣化診断研修会」を開催し、診断技術

の向上を図る。

c. 木材保存学術講演会の開催

当協会が公益社団法人としてその使命を果たすため、木材保存に関する「木材保存学術講演会」を開催し、木材保存研究分野の発展に寄与する。

iv. 年次大会の開催

「第 38 回年次大会」を開催し、木材保存に関する技術・研究分野の発展に寄与する。

v. 木材保存に関する表彰

木材保存に関する優秀な活動に対して、木材保存技術奨励賞および、木材保存学術奨励賞を授与して技術者・研究者の育成を図る。また、第 38 回年次大会における優秀なポスター発表に対してベストポスター賞および、優秀ポスター賞、および、優秀な口頭発表に対して、ベストプレゼンテーション賞を授与して、研究内容の向上を図る。一方、永年、協会の発展に貢献されて方に対して、功績賞を授与する。

③適正な木材保存処理の推進事業【公3】

適正な木材保存処理の推進を図るため、木材保存に関する規格の整備、木材保存剤等の認定、技術者等の養成を行う。

i. 木材保存剤等の認定登録・更新

木材保存剤等の認定登録申請製品に係る性能および、安全性等に基づき、優良製品の登録認定を行うとともに、登録更新を3年毎に行い、性能等の維持を図る。

ii. 木材保存士、木材劣化診断士等木材保存に関する資格の登録

a. 木材保存士の登録・育成・更新

「第 42 回木材保存士資格検定講習・試験」を実施し、木材保存士の登録を行うとともに「2022 年度木材保存士登録更新講習会」を開催して、木材保存士の登録更新を行い、適正な木材保存処理技術の習得を図る。

b. 木材劣化診断士の登録・育成・更新

「2022 年度木材劣化診断士資格検定講習・試験」を実施し、木材劣化診断士の登録を行うとともに、「2022 年度木材劣化診断士登録更新講習会」を開催して、木材劣化診断士の登録更新を行い、種々の木質材料の劣化診断技術の習得を図る。

(2) 収益事業

①木材保存に関する性能試験等の受託事業【収1】

i. 保存処理木材の実用化研究会の受託

会員等の依頼により木材保存処理技術の実用化のための性能基準、製造基準、製品検査基準等を策定するため研究会を設置して実施する。

ii. 木材保存剤等の性能試験の受託

会員等の依頼により木材保存剤等の認定登録に係る性能試験を実施する。

②日本木材保存剤工業会の事務受託

日本木材保存剤工業会の依頼により、会員宛てに各種文書の発送、郵便物等の受領と管理等、工業会の事務を実施する。

(3) 当協会の組織の強化・充実、活動の発展

当協会の運営にあたり、会員の新規加入を図り、組織の強化・充実を図る。また、各種専門委員会および、部会、研究会を積極的に開催し、協会活動の発展に努める。